

## 垂水市と株式会社垂水未来創造商社との地域活性化包括連携協定

垂水市と株式会社垂水未来創造商社（以下「両者」という。）とは、垂水市内における両者間の連携について以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、両者が、相互に連携を図り、協力して次条に定める事項（以下「連携事項」という。）を推進することにより、地域の活性化や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 連携事項は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）交流人口を増大させる観光振興に関すること
- （2）人口の社会減少を抑制する若者就労支援に関すること
- （3）稼ぐ力を身につける人材育成に関すること
- （4）地域のブランド戦略に関すること
- （5）ふるさと納税の成果向上に関すること
- （6）定住人口増大を目指す地域振興に関すること
- （7）その他地域振興・活性化に関すること

2 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、両者は定期的に協議を行うものとする。

3 株式会社垂水未来創造商社は、連携事項の一部を、垂水市との協議により株式会社垂水未来創造商社の関係会社を実施させることができる。

### （協定内容の変更）

第3条 両者のいずれかから、協定内容の変更を書面により申し出たときは、その都度協議の上、決定する。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日より1年間とする。なお、期間満了の3か月前までに、両者のいずれかより書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 両者のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の3か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

### （協議事項）

第5条 第2条各号に定める項目の具体的内容及び実施に必要な事項については、両者の間で協議して定めるものとする。

### （守秘義務）

第6条 両者は協働事業の実施に当たり、知り得た情報機密を相手方の承認を得ないで他にもらしてはならない。

### （対外公表）

第7条 この協定に基づく提携の全部又は一部について公表を行う場合は、事前に両者の間で協議の上、その公表の時期、内容、方法等に関し合意した上で行うものとする。

### （規定外事項）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に関し疑義等が生じたときは、両者の間で誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月27日

鹿児島県垂水市上町114番地

垂水市長

尾脇雅弥 

鹿児島県垂水市栄町77番地1

株式会社垂水未来創造商社

代表取締役会長

大園博史 